

宇部市新火葬場整備運営事業 入札説明書に関する第2回質問に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項	小項	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
1	入札説明書	17	第4	6	(6)	イ	(ウ)	b	契約保証金の免除	令和4年3月1日付で指定管理の基本協定書を締結(調印)し、当該協定書に定める指定管理の期間が令和4年4月1日～令和9年3月31日迄の場合には、本要件に該当するでしょうか。	令和4年4月以降に契約したものが該当しますので、本件については該当しません。
2	入札説明書	17	第4	6	(6)	イ	(ウ)	b	契約保証金の免除	①PFI法及びDBO方式に基づいて受注者が設立した民間企業(SPC会社)からの委託契約も、本要件に該当するでしょうか。 ②契約書の締結(調印日)が令和3年度中でも、契約書に定める維持管理・運営業務が令和4年度中から開始していれば、本要件に該当するでしょうか。	①については、PFI事業等で構成企業として参加している場合は、該当します。 ②については、令和4年4月以降に契約したものが該当しますので、本件については該当しません。
3	入札説明書	17	第4	6	(6)	イ	(ウ)	b	契約保証金の免除	委託契約は、JVの構成員(つまり単独での契約ではない)としての契約でも本要件に該当するでしょうか。	該当します。
4	入札説明書	37	別紙4	2					事業者が付保する保険について	維持管理・運営期間について、貴市にて、「全国市長会」市民総合賠償補償保険に加入しており、公益社団法人全国市有物件災害共済会 建物総合損害共済の保険付保を予定しているとのことですが、具体的にどのような保証内容にて付保(付保予定)でしょうか。	【「全国市長会」市民総合賠償補償保険】については、市が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して市に保険金が支払われるものであり、運営事業者が法律上の損害賠償責任を負担することとなる場合は適用となりません。よって、運営事業者は、第三者損害補償保険など適切な範囲で保険等に参加して下さい。 なお、市が加入している保険は、賠償責任保険1型の賠償責任保険契約類型E型で、身体賠償の支払限度額は、1名につき1億5千万円、1事故につき15億円で、財物賠償の支払限度額は、1事故につき2千万円となっています。 【公益社団法人全国市有物件災害共済会 建物総合損害共済】については、市が加入している保険のため、市が実施する建物の修繕等を行った場合のみ保険が適用されます。よって、運営事業者は、第三者損害補償保険など適切な範囲で保険等に参加して下さい。 なお、市が加入している保険は、火災、落雷、破裂・爆発、物体の落下、車両の衝突、騒じょう、破壊行為、風災・水災・雪災、土砂崩れによる損害をてん補するもので、火災、落雷、破裂・爆発には、免責金額はありませんが、物体の落下、車両の衝突、騒じょう、破壊行為、風災・水災・雪災、土砂崩れによる損害は、損害額5万円未満が免責金額となります。また、支払割合について、火災、落雷、破裂・爆発、物体の落下、車両の衝突、騒じょう、破壊行為は100分の100ですが、風災・水災・雪災、土砂崩れによる損害は、100分の50に相当する額となります。

宇部市新火葬場整備運営事業 要求水準書に関する第2回質問に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項	小項	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
1	要求水準書	8	第2	1	(1)				施設要件	延べ面積の下限設定について、建築基準法上の延べ面積に含まれる車椅子駐車场上屋等を含めて算定した延べ面積が、要求水準の延べ面積の下限-5%を超えていればよいと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書 P8に2階建てと記載しているとおり、延べ面積の3,200㎡程度は火葬場の建物を想定したものです。車椅子駐車场上屋等は含みません。
2	要求水準書	10	第2	3	(1)	ア			敷地造成	敷地造成については、火葬場用地が概ね平地になるよう、用地内の伐開、伐根、土砂の敷き均し、側溝等の工作物の設置を令和7年度(一部繰越の場合あり)に市が実施する。とありますが、この造成工事の完成予定はいつ頃になりますでしょうか。	当該造成工事の完成予定は、令和8年3月頃です。
3	要求水準書	11	第2	3	(4)	ク			外構計画	第1回質問回答において、新火葬場敷地南側に接する道は市道ではなく白石墓園内の通路であるとの回答をいただきましたが、入札説明書 P19「第1 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項」1 敷地条件、建築基準法の道路について「道路位置指定済(最小幅員4.35m)とあり、通路ではないように見受けられますがいかがでしょうか。また、墓園内通路であった場合、接道はどのように考えればよろしいのでしょうか。	新火葬場敷地南側に接する道は、道路法上の道路ではなく、位置指定を受けた道路になります。また、位置指定を受けた道路が建築基準法上の接道になります。
4	要求水準書	18	第2	5	(4)	ア	(オ)	g	売店コーナー	「要求水準書に関する第1回質問に対する回答」No.28の回答で「宇部市行政財産使用料徴収条例に規定するとおり」とありますが、当該条例の第2条には土地に付いては財産価格の1000分の4、建物に付いては財産価格の1000分の6及び土地の使用料又は地代相当額とあるだけで、財産価格の定義や算出方法等具体的な算出式の記載がありませんので、市にて具体的な算定方法をご教示ください。	売店コーナー(自動販売機を含む)の使用料については、宇部市行政財産使用料徴収条例の別表に記載する宇部市道路占用料徴収条例(昭和44年条例第16号)別表に掲げる占用物件に該当します。この場合、道路法第32条第1項第6号に掲げる施設となり、使用料の算定式は、面積(㎡)×180円×使用月数です。(令和6年7月1日時点)
5	要求水準書	35	第2	7	(3)	イ	(ニ)		消防設備	「炉室」は多量の火気を使用しますが、管轄消防との協議結果によっては、200㎡以下に不燃区画することで、特殊消火設備の設置を要しない場合もございます。現段階での消防協議では明快な回答を得られないため、公平な条件とするため、特殊消火設備の要否を与件として明示していただけないでしょうか。与件明示が難しければ、設計段階での協議で特殊消火が必要となった場合には、追加予算についての協議の対象とさせていただけないでしょうか。	要求水準書において消防法の規定に準拠した消防設備の設置を求めていますので、必要な費用を見込んで提案してください。特殊消火設備を設けない計画を提案し、設計協議段階で必要となった場合は、追加予算の対象とはなりませんので、所管消防と十分に協議のうえ提案してください。
6	要求水準書	資料2							事業区域図	赤線にて示されている敷地境界線と青線にて示されている事業区域の間部分は、本敷地に対して隣地扱いとなると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	要求水準書	資料5	①						敷地造成計画図	造成計画図にて示されている敷地出入口や敷地内の雨水枡等の位置について、配置計画の検討により、位置を微調整することは可能と考えてよろしいでしょうか。	資料5 ①敷地造成計画図については、令和6年度実施の詳細設計において、変更が生じる可能性があります。市が作成した詳細設計については、原則、変更できませんが、対応が可能なものであれば調整しますので、市と協議してください。

宇部市新火葬場整備運営事業 様式集に関する第2回質問に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項	小項	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
1	様式集	4				ウ			基礎審査に関する提出書類	基礎審査に関する提出書類については、様式8-1以降を綴じる正本と同様のファイルにて綴じることで対応してもよろしいでしょうか。	問題ありません。
2	様式集	60	様式12-2						地域経済への貢献	記載する発注金額は税込み・税別どちらを記載するのでしょうか。	消費税及び地方消費税は含めない金額としてください。